

提 案 ・ 要 望 書

令和 7 年 5 月

島 根 県

令和 8 年度 国の施策及び予算編成等に係る重点要望

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

島根県では、全国の他の地域よりも早くから人口減少・少子高齢化という課題に直面し、長年この課題に向き合ってきました。このまま人口が減り続けると、次第に地域から活気が失われ、買い物などの日常生活にも支障が生じます。また、そうした状況がさらなる人口流出に繋がりがねません。これからの島根の暮らしを守り、次の世代に引き継ぐために、人口減少に歯止めをかける必要があります。

このため、島根県では、令和 7 年 3 月に、今後 5 カ年の施策運営の総合的・基本的な指針である「第 2 期島根創生計画」を策定しました。この計画に基づいて、「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」をつくるため、活力ある産業づくり、結婚・出産・子育てへの支援、中山間地域・離島の暮らしの確保などに、全力で取り組んでいるところです。

しかしながら、島根県は県税などの自主財源に乏しく、地方交付税など国からの財源に依存しているため、財政基盤が脆弱です。さらに、エネルギー価格や物価の高騰に加え、円安も続いていることから、県民生活、農林水産業、商工業等に甚大な影響が生じており、行財政運営はより一層厳しさを増しています。このため、島根県の抱える諸課題の解決に向けては、国の理解と支援が重要であります。

つきましては、令和 8 年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

令和 7 年 5 月

島 根 県 知 事

丸 山 達 也

島根県議会議長

中 島 謙 二

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府が主体となって、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地での啓発展示等の取組を拡大すること。
- (2) 竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
- (3) 竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ我が国の立場を強く訴えること。また、韓国との外交交渉の進展が一向に見られない状況の打開に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、北方領土と同様に、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (6) 近年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたWebページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配付等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。

Ⅱ 地方創生・人口減少対策の推進

1 大都市と地方の格差是正

人口減少を克服するためには、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進めることが必要であることから、大都市部、特に東京への一極集中を是正するための税制の見直しや賃金格差の是正のための価格転嫁対策など、大都市と地方の格差是正に向けた大胆で戦略的な政策を行うこと。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

(1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。

また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「新しい地方経済・生活環境創生事業費（地方創生推進費）」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

(2) 「地方創生推進費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

(3) 特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域や、他の地域に比して生活環境が不便である辺地においては、依然として様々な課題を抱えており、引き続き、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保を図ること。

3 地域の実情に応じた支援策の推進

(1) 「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

- (2) デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、5G整備について、2025年度末までに「人口カバー率を全国97%」「各都道府県90%程度以上」とされているが、他県に比べ基盤整備が遅れていることに加え、地方の中においても都市部と周辺部の整備に格差が見られることから、確実に達成されるよう、基地局の整備について、通信事業者に対する技術的・財政的支援や共有化の促進などを図ること。

また、4Gについては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画で2023年度末までに「全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現」とされているが、新たに不感地域と判定された地区があるなど、全ての居住地での解消が実現されていないことから、サービス未提供エリアについて整備が確実に進むよう通信事業者に対する働きかけを行うこと。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。

- (3) 自治体情報システムの標準化に関する移行経費については、自治体に財政負担が生じないように、デジタル基盤改革支援補助金による確実な支援を行うこと。

また、標準準拠システムの運用経費等については、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、回線費用の集約化や保守の最適化など、今後の対策による費用削減の効果を見込んでもなお、大幅に増加することが想定される自治体も見受けられる。このため、ガバメントクラウドの利用料については国が主体的に事業者との調整を行い、適切な額に設定するとともに、標準準拠システムの利用料を含む運用経費等の増加が見込まれる場合は、国の責任において確実に財政措置を講じること。

Ⅲ 経済連携協定・貿易協定への対応等

CPTPPや日米貿易協定といった経済連携協定、貿易協定については、国の責任において、以下のとおり必要な対策を講じること。

- (1) 正確な説明や情報発信に努め、各産業分野の関係者の不安や懸念を払拭することに万全を期すること。

- (2) 地域の特性に応じた取組を着実に実施していくための予算を十分に確保すること。
- (3) 国民生活、国内経済に悪影響を及ぼしかねない措置に対しては、その影響を最小限に食い止めること。

Ⅳ ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。

Ⅴ 北朝鮮への対応

北朝鮮による度重なる弾道ミサイル等の発射は、操業する漁船などの船舶や航行中の航空機への被害など、不測の事態を発生させる恐れがあることから、引き続き北朝鮮の行動等を注視し、万全の対応を講じること。

Ⅵ 原子力発電所に対する武力攻撃対策

- 1 令和4年3月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。

ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

2 原子力発電所への武力攻撃などが懸念されるような事態となった場合には、国は、国民保護法に基づき、原子力事業者に対し運転停止を命じるなど、迅速に対応すること。

また、突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

3 万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃等が行われるような事態になった場合に、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すること。

VII 物流の２０２４年問題への対応と持続可能な物流の構築

２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。

また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。

については、地方の中小企業等が取り残されることがないように、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府が主体となって、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地での啓発展示等の取組を拡大すること。
- (2) 竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
- (3) 竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ我が国の立場を強く訴えること。また、韓国との外交交渉の進展が一向に見られない状況の打開に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、北方領土と同様に、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地方創生・人口減少対策の推進

- 1 人口減少を克服するためには、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進めることが必要であることから、大都市部、特に東京への一極集中を是正するための税制の見直しや賃金格差の是正のための価格転嫁対策など、大都市と地方の格差是正に向けた大胆で戦略的な政策を行うこと。

- 2 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。

また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「新しい地方経済・生活環境創生事業費（地方創生推進費）」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- 3 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき設立された特定地域づくり事業協同組合について、その運営が円滑に進むよう、支援の拡充や制度の周知を図ること。

Ⅲ 原子力発電所の防災対策の強化

- 1 原子力災害時の避難計画については、関係府省庁、立地・周辺自治体で構成する島根地域原子力防災協議会で島根地域全体の避難計画である緊急時対応が策定されているが、今後も原子力防災訓練等を通じた確認や、計画の具体化・充実化を継続して進めることが必要であり、自治体が進める避難計画の住民への周知や、要配慮者対策、避難先や移動手段の確保、国の実動組織の支援等について、引き続き必要な支援・協力を行うこと。

特に、避難行動要支援者の避難体制については、医療機関や社会福祉施設の入所者などが迅速かつ安全に避難できるよう国として必要な支援を行うこと。

- 2 複合災害時には、自然災害と原子力災害の対応を並行して進めることとなるため、初動段階からの国による支援が迅速かつ的確に行われるよう体制を強化すること。
- 3 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。

また、原子力災害対策事業費補助金等の支援制度を拡充し、立地・周辺自治体が万が一、行政機能を移転せざるを得ない場合の移転先における必要な資機材等の整備などについて、新たに補助対象に加えること。

- 4 自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費や原子力災害医療派遣チームの養成に係る人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

IV 防災対策の強化

- 1 近年、相次ぐ大規模災害から被災者の生活再建や被災住宅の復旧を迅速に進めるため、被災者生活再建支援法の適用条件の緩和や法制度が適用されない被害に対する県独自支援への財政支援措置など、更に改善を進めること。
また、短期間に複数回被災した世帯の負担を軽減するため、支援額を加算するなど、支援の拡充を行うこと。
- 2 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。
- 3 能登半島地震の検証を踏まえ、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、迅速な救助活動が行えるよう支援体制を強化するとともに、自治体が行う受入体制の整備に対する支援を充実・強化すること。
- 4 国土強靱化を着実に推進するため、令和7年度末に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債の期限を延長し、対象事業を拡大するとともに、必要額の確保を図ること。
- 5 迅速な医療支援が行えるよう災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の「養成」に係る人件費など必要な経費について財政措置を講じるとともに、離島・半島地域等の医療資源が脆弱な地域において、DMAT等による災害初動時の支援が終了した後も被災地の医療提供体制に支障が生じることのないよう継続的な支援体制を構築すること。

V 少子化対策・子育て支援の充実

1 こども・子育て政策の充実

少子化対策には、結婚や出産、子育てという人生の重要な選択をしてもらえる環境を整えることが重要であり、若い世代の所得を底上げする経済基盤の強化も含めた、長期的な取組が必要である。

ついては、安定的な財源確保も含めて、国民の理解を得ながら、以下のとおり必要な対策を講じること。

- (1) 子育て世代への支援策の拡充に向け、子ども医療費の本人負担の軽減などの基本的なサービスについては、国において統一的に制度設計し、自治体の財政力により地域間格差が生じることがないように実施すること。
- (2) 仕事と子育て等との両立支援のため、男性の育児休業の取得促進、時間単位の年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の推進を図ること。
- (3) 教員を確実に確保し、公教育の充実を図るため、処遇改善や業務の外部委託、サポート人材の受入れなど、教員の働き方改革を行うための財政措置を拡充すること。

2 保育環境の充実

人口減少・少子化が進展する地域においても、幼児期の教育や保育等の事業の「適切な量の確保」と「質の改善」が確実に実施できるよう、事業継続が可能な財政支援の充実を図るとともに、以下のとおり必要な対策を講じること。

- (1) 令和7年度から措置された職員配置基準の改善を受けてもなお各保育所に配置基準以上の保育士が配置されている実態を踏まえ、保育士や事務職員の配置の充実や処遇改善等を図るため、運営費単価・加算措置の充実を図ること。

また、医療的ケア児やアレルギーのある子どもなど配慮の必要な子どもに対応するため、健康管理を行う看護師、栄養士、調理員等の配置を充実するために必要な財政支援を行うこと。

- (2) 主任保育士専任配置加算については、延長保育事業、一時預かり事業等のうち2つ以上を実施することが要件となっているが、1つでも実施すれば加算されるよう、要件を緩和すること。
- (3) 中山間地域・離島においては、保育所の利用児童数の減少が進む中、保育所等は地域に欠くことのできない機能であることから、安定的な施設運営を継続できるよう必要な財政支援を行うこと。

また、こうした地域において子どもの数の急激な減少に伴い、やむを得ず保育施設を転用する場合には、老人福祉施設など、こども家庭庁所管以外の施設も地域の実情に応じた転用先として対象とするとともに、保育所等の統合や廃止を行う際に支障となる財産処分時の国庫納付金については、減免するなどの配慮を行うこと。

- (4) 処遇改善や保育料軽減、幼児教育・保育の無償化など制度充実に伴い、制度運用が複雑化し、保育所や市町村、県の事務負担が増大しているため、市町村等の意見を聞き、制度の簡素化など改善を図ること。
- (5) 企業主導型保育事業について、地域の保育の需給状況に応じた設置ができ、また保育の質が確保できるよう、市町村が関与できる仕組みとすること。
- (6) 保育人材確保を更に進めるため、将来にわたって運用に支障をきたすことのないよう、修学資金等の貸付原資を交付すること。
- (7) 就学前教育・保育施設整備交付金による保育所等の施設整備について、各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づく事業が着実に進められるよう、必要な予算の確保を図ること。
- (8) 保育所等の体制整備を図った上で、0歳から2歳までの全ての子どもを幼児教育・保育の無償化の対象とすること。
- (9) 認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。

3 放課後児童クラブの充実

子どもの健全育成に資する放課後の居場所を確保し、仕事と子育ての両立に向けた子育て環境整備を更に進めるため、以下のとおり放課後児童クラブの支援の拡充を図ること。

- (1) 子ども・子育て支援施設整備交付金の補助基準額の増額、社会福祉法人等が整備する場合の補助率の拡大、改修や修繕にも対応できるよう整備区分の拡充を図ること。
- (2) 放課後児童健全育成事業の年間開所日数要件や、放課後児童支援員等の処遇改善などの加算措置要件の緩和を図ること。
- (3) 支援員認定資格研修に係る受講要件を緩和すること。

(4) 運営改善努力が反映され、将来の運営体制の充実に資する支援方式を検討すること。

(5) 保育所等が放課後児童クラブの運営に参入することを促進するための支援を拡充すること。

4 女性活躍の推進

地域の実情に応じた女性の活躍を推進するため、地域女性活躍推進交付金について、地域の実情にあった取組が効果的かつ継続的に実施できるよう、交付要件を緩和し、十分な予算を確保すること。

5 児童養護施設入所児童等への支援の充実

就職・進学に役立つ資格の取得や講習等の受講をするために支弁される資格取得費について、将来の就職に有用な自動車運転免許などが児童の経済的負担なしで取得できるよう、上限額の増額を図ること。

また、複数の有用な資格を取得するため、高等学校在学中に1回限りとする制限を緩和し、運用の弾力化を図ること。

VI 有人国境離島法に基づく施策の推進

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に関する活動の拠点としての機能を維持するため、国の機関の設置、社会基盤の整備などの施策を講じること。

また、同法に基づく施策を円滑に実施できるよう、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

特に、航路・航空路運賃の低廉化の対象者の拡充と、物資等の輸送コストの低廉化支援の対象の拡充を行うこと。

有人国境離島地域の保全と特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持を図るため、必要な施策を推進するとともに、令和8年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を延長・拡充すること。

島根県 提案・要望事項(デジタル庁関係)

I 地方創生・人口減少対策の推進

1 地域の実情に応じた支援策の推進

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。
- (2) デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、5G整備について、2025年度末までに「人口カバー率を全国97%」「各都道府県90%程度以上」とされているが、他県に比べ基盤整備が遅れていることに加え、地方の中においても都市部と周辺部の整備に格差が見られることから、確実に達成されるよう、基地局の整備について、通信事業者に対する技術的・財政的支援や共有化の促進などを図ること。

また、4Gについては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画で2023年度末までに「全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現」とされているが、新たに不感地域と判定された地区があるなど、全ての居住地での解消が実現されていないことから、サービス未提供エリアについて整備が確実に進むよう通信事業者に対する働きかけを行うこと。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。

- (3) 自治体情報システムの標準化に関する移行経費については、自治体に財政負担が生じないよう、デジタル基盤改革支援補助金による確実な支援を行うこと。

また、標準準拠システムの運用経費等については、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、回線費用の集約化や保守の最適化など、今後の対策による費用削減の効果を見込んでもなお、大幅に増加することが想定される自治体も見受けられる。このため、ガバメントクラウドの利用料については国が主体的に事業者との調整を行い、適切な額に設定するとともに、標準準拠システムの利用料を含む運用経費等の増加が見込まれる場合は、国の責任において確実に財政措置を講じること。

Ⅱ ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。

Ⅲ 国民健康保険制度の安定運営

1 マイナンバーカードの保険証利用に対する措置等

- (1) マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。

また、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない者や、受診の際に支援を必要とする者が、引き続き必要な医療を受けられるよう、丁寧な説明と必要な措置を講じること。

- (2) オンライン資格確認等システムの運営にあたり、保険者に新たな負担が生じないように、適切な地方財政措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 令和8年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を増額確保し、充実すること。

また、臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。

- (2) 地方交付税の配分については、令和2年度に創設された「地域社会再生事業費」を継続するなど、財政力の弱い団体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう十分に配慮した方法とすること。
- (3) 臨時財政対策債については、引き続き発行総額を抑制するとともに、財政力の弱い団体へ配慮した算定方法とすること。
- (4) 国が推進する賃金の引上げに伴い、業務委託料や指定管理料などの行政経費については今後も増加が見込まれることから、引き続き必要な財政措置を講じること。

また、指定管理施設や県立高校などの公の施設における光熱費等の増加分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で対応しており、物価高騰に対応するための交付金の配分が行われない場合には財源が不足することから、別途、必要な財政措置を講じること。

- (5) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (6) 教員の業務負担の軽減を図り、人材の確保や働き方改革を推進するため、公立学校において教員が担っている業務のうち、教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するための経費に対する地方交付税措置を拡充すること。
- (7) 国土強靱化を着実に推進するため、令和7年度末に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債の期限を延長し、対象事業を拡大するとともに、必要額の確保を図ること。

Ⅱ 地方創生・人口減少対策の推進

1 大都市と地方の格差是正

人口減少を克服するためには、出生率が低い大都市部から、子育てがしやすく出生率が高い地方部へ、人、企業などの分散を進めることが必要であることから、大都市部、特に東京への一極集中を是正するための税制の見直しや賃金格差の是正のための価格転嫁対策など、大都市と地方の格差是正に向けた大胆で戦略的な政策を行うこと。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。

また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「新しい地方経済・生活環境創生事業費（地方創生推進費）」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (2) 「地方創生推進費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

3 地域の実情に応じた支援策の推進

- (1) 「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

- (2) 鉄道、バス・タクシー、離島航路など、地域住民の日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。

また、生活交通に係る国の支援制度は、バスを前提としたものであるため、タクシー利用助成など地域の実情に応じた多様な運行形態への転換に対応できるような仕組みに見直すこと。

さらに、県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が相次いでいることから、国の補助制度について単価の政策的な引上げなど交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しを行うとともに、公共交通の担い手確保に対する支援を継続・充実すること。

加えて、一畑電車について、新造車両の導入を計画しているが、車両製造費が高騰していることから、予算の配分について特段の配慮を行うこと。

- (3) 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づき設立された特定地域づくり事業協同組合について、その運営が円滑に進むよう、支援の拡充や制度の周知を図ること。

- (4) デジタル田園都市国家インフラ整備計画では、5G整備について、2025年度末までに「人口カバー率を全国97%」「各都道府県90%程度以上」とされているが、他県に比べ基盤整備が遅れていることに加え、地方の中においても都市部と周辺部の整備に格差が見られることから、確実に達成されるよう、基地局の整備について、通信事業者に対する技術的・財政的支援や共有化の促進などを図ること。

また、4Gについては、デジタル田園都市国家インフラ整備計画で2023年度末までに「全ての居住地で4Gを利用可能な状態を実現」とされているが、新たに不感地域と判定された地区があるなど、全ての居住地での解消が実現されていないことから、サービス未提供エリアについて整備が確実に進むよう通信事業者に対する働きかけを行うこと。

併せて、5Gを活用した地域社会の課題解決や地域経済の活性化に向けた地方の取組に対する技術的助言や財政措置など総合的な支援を継続すること。

- (5) 自治体情報システムの標準化に関する移行経費については、自治体に財政負担が生じないよう、デジタル基盤改革支援補助金による確実な支援を行うこと。

また、標準準拠システムの運用経費等については、平成30年度比で少なくとも3割の削減を目指すとされているが、回線費用の集約化や保守の最適化など、今後の対策による費用削減の効果を見込んでもなお、大幅に増加することが想定される自治体も見受けられる。このため、ガバメントクラウドの利用料については国が主体的に事業者との調整を行い、適切な額に設定するとともに、標準準拠システムの利用料を含む運用経費等の増加が見込まれる場合は、国の責任において確実に財政措置を講じること。

4 Uターン・Iターンの推進に向けた支援の拡充

- (1) 地方への移住を進める上で重要な受入側の県・市町村が、相談から移住後のフォローアップまで責任を持って対応できるよう、より柔軟で安定的かつ継続的な財政支援を行うこと。
- (2) 子育て支援や子どもの健やかな成長に資するほか、地域の絆を強める効用等が期待できる「多世代同居・近居」を促進するため、地方独自の取組に対して支援を行うこと。

Ⅲ 離島・過疎・半島地域への支援

1 有人国境離島法に基づく施策の推進

隠岐地域において、「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、地域社会の維持を図るための十分な予算の確保と地方財政措置を講じること。

特に、航路・航空路運賃の低廉化の対象者の拡充と、物資等の輸送コストの低廉化支援の対象の拡充を行うこと。

有人国境離島地域の保全と特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持を図るため、必要な施策を推進するとともに、令和8年度末に期限を迎える「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」を延長・拡充すること。

2 過疎対策事業債・辺地対策事業債の拡充

特に深刻な人口減少と高齢化が進む過疎地域や、他の地域に比して生活環境が不便である辺地においては、依然として様々な課題を抱えており、引き続き、地方創生のための施策を十分に展開できるよう、過疎対策事業債・辺地対策事業債の必要額の確保を図ること。

3 過疎地における公立・公的病院に対する財政支援の充実

医療資源が限られる中山間地域や離島では、公立・公的病院が拠点病院として、入院医療のほか、巡回診療や診療所への医師の派遣を行うなど、地域の診療支援に大きな役割を果たしていることから、経営悪化を理由に診療体制の縮小や閉鎖をし、地域の医療提供体制に深刻な影響をもたらすことがないよう、財源措置の充実を図ること。

4 半島防災対策の充実

半島地域の地理的特性を踏まえた防災対策を推進する必要があることから、防災機能を高めるための道路、林道、港湾施設、漁港・共同利用施設、上下水道施設等の整備に係る支援の更なる充実についての特段の配慮を行うこと。

特に、令和6年1月の能登半島地震、同年7月の島根県出雲市の日御碕地区における大雨被害等を踏まえ、半島における災害への対応力を強化するために実施する半島海岸部から主要道路へアクセスする避難路としての県道・市道の新設・改良事業について、緊急防災・減災事業債の対象事業化や、半島振興道路整備事業債の交付税措置率の引上げなどにより、財政措置を強化すること。

IV ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。

V 統計調査手法の見直し等

統計調査員の確保が困難な現状を踏まえ、調査票を郵送配布する対象地域の拡大等により調査員数を削減し、併せて、行政記録情報等の利活用により統計を作成する仕組み（レジスター方式）やマイナンバー等のデジタル技術を取り入れた新たな統計調査手法の導入を検討するなど統計調査手法の見直しを行うこと。

また、調査への協力を得られない世帯が増えている現状を踏まえ、調査の必要性・重要性への理解を促し、協力を呼びかける広報を強化すること。

なお、令和12年国勢調査と島根県開催の国民スポーツ大会等の実施期間が重なり、県内の行政職員が調査員となることが困難であるため、国勢調査が国民スポーツ大会等の実施期間と重なる場合には、県全域を郵送配布の対象として統計調査員の人数の削減を行うとともに、市町村の事務負担を軽減するための配慮を図ること。

VI 合区制度の抜本的解消

参議院選挙において導入された合区制度については、地方創生・人口減少対策などの国政の重要課題の解決において地方の実情を届けるため、合区の固定化や対象地域が拡大することがないよう、抜本的に解消すること。

VII 暫定税率の廃止に伴う代替財源の確保

いわゆる「ガソリン等の暫定税率」を廃止する場合には、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないように、特段の財源確保措置が行われなかった、いわゆる「103万円の壁」に係る見直し時の対応を前例とせず、地方の減収について代替の恒久財源を措置するなど、確実に補填すること。

なお、暫定税率の廃止に伴う地方の減収について全額の補填が難しい場合には、暫定税率の全廃自体を見直し、補填が可能な範囲での税率引下げに切り替えること。

島根県 提案・要望事項(法務省関係)

I 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

県内企業の人手不足などを背景として、外国人住民の受入れや定住化が進んでおり、外国人住民を地域における生活者として受け入れる自治体においては、社会保障、教育、防災など様々な面で支援策を講じる必要があり、その負担が増大することが懸念される。国は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策及び充実策」を取りまとめ、政府一丸となって包括的に推進していくこととされているが、地域での外国人住民の受入れにあたり、言葉の障壁の解消や、日常生活のサポートやそれらを担う人材の育成・確保など、地方の実情を踏まえた対応策が必要となっている。このため、国は自治体等の意見を踏まえた制度の拡充や運用の見直しに取り組むとともに、必要な財政措置を講じ、次の事項を早急に実施すること。

(1) 外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを公的に整備すること。

(2) 各種の情報提供について、多言語化など、外国人が必要な情報にアクセスできる環境整備を図ること。

また、災害等の緊急時には、迅速に外国人へ情報伝達できる仕組みを構築すること。

(3) 自治体が多文化共生社会の推進のために実施する取組に対し、必要な財政措置を行うこと。

特に、外国人受入環境整備交付金については、各自治体の必要額に不足が生じないように実情に応じて予算を十分に確保すること。

(4) 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増している。日本語指導を行う教員の定数措置基準を引き下げるとともに、外国人家族の定住促進を図る市町村に対して少なくとも1人の加配措置を行う等、教員配置の充実を図ること。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。

Ⅱ 育成就労制度の適正な運用

技能実習制度に代わる「育成就労制度」について、受入企業に過度な負担が生じないようにすること。

Ⅲ 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

衆参両院本会議で採択された「李明博韓国大統領の竹島上陸と天皇陛下に関する発言に抗議する決議（平成24年8月）」及び「竹島の領土権の早期確立に関する請願（平成18年6月）」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 政府が主体となって、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開すること。また、竹島問題をはじめ領土問題の国民への理解浸透を図るため、全国各地での啓発展示等の取組を拡大すること。
- (2) 竹島に関する国の研究機関を設置するなど研究体制を強化し、調査や資料の収集・保存、竹島問題をはじめ領土問題の若手研究者の育成などを積極的に展開すること。また、島根県が実施する竹島問題の調査・研究について必要な支援を行うこと。
- (3) 竹島の不法占拠を既成事実化しようとする韓国側の動きに対して毅然とした姿勢で対応し、国際社会へ我が国の立場を強く訴えること。また、韓国との外交交渉の進展が一向に見られない状況の打開に向け、国際司法裁判所への単独提訴を含め新たな展開を図ること。
- (4) 国民世論の啓発のために、北方領土と同様に、「竹島の日」の閣議決定や政府主催による「竹島の日」式典の開催を早期に行うこと。
- (5) 竹島問題や国境離島に関する国の啓発施設を隠岐の島町に設置すること。

II 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないよう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握

- (1) 飛行訓練に伴う住民からの苦情が多い地域に騒音測定器を設置するなど、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。
- (2) 実態把握のため、関係自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

3 住民負担の軽減等

- (1) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求めること。
- (2) 改善を求めた事項に対する米国側の対応などについて、政府の認識とともに、住民や関係自治体に対して説明すること。
- (3) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、住民の騒音被害による負担を軽減するため、学校等の防音対策に必要な財政措置など、訓練空域の実態に応じた具体的な措置を速やかに講じること。

4 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、訓練予定日や訓練内容について、住民や関係自治体に事前に情報を提供すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。

6 陸地上空での空中給油の中止

空中給油について、過去に事故も発生しており、県民の安全・安心を脅かすことから、陸地の上空では行わないよう米軍関係当局に強く対応を求めること。

Ⅲ 旅券事務の電子化の推進

- 1 旅券の申請の電子化については、国の手数料において従来の紙による申請と差を設けるなど、国が責任を持って主体的に推進すること。
- 2 令和7年3月から戸籍情報連携システムとの連携やクレジットカード等による手数料の納付、国立印刷局での旅券の集中作成等が実施されているが、申請処理事務の負担軽減や申請者の利便性の向上を図るため、マイナポータル等のシステムの機能向上や電話相談に対応するコールセンターの設置などについて、引き続き都道府県の意見を聞きながら見直しを行うこと。

- 3 電子化の推進にあたり、都道府県及び旅券事務の権限移譲を受けた市町村において新たな財政的負担が生じることのないよう国において必要な財源を確保するとともに、事務的負担が増えないようにすること。

IV 原子力発電所に対する武力攻撃対策

令和4年3月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。

ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 令和8年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加や人口減少地域における産業振興・雇用対策のための財政需要を適切に積算し、安定的な財政運営に必要な地方一般財源の総額を増額確保し、充実すること。

また、臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置することや地方の財政需要に応じた地方交付税法定率の引上げにより、必要な地方交付税の総額を確保すること。

- (2) 地方交付税の配分については、令和2年度に創設された「地域社会再生事業費」を継続するなど、財政力の弱い団体においても必要かつ十分な対策が実施できるよう十分に配慮した方法とすること。
- (3) 臨時財政対策債については、引き続き発行総額を抑制するとともに、財政力の弱い団体へ配慮した算定方法とすること。
- (4) 国が推進する賃金の引上げに伴い、業務委託料や指定管理料などの行政経費については今後も増加が見込まれることから、引き続き必要な財政措置を講じること。

また、指定管理施設や県立高校などの公の施設における光熱費等の増加分については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金で対応しており、物価高騰に対応するための交付金の配分が行われない場合には財源が不足することから、別途、必要な財政措置を講じること。

- (5) 市町村分の地方交付税の交付額の算定については、人口密度が低く、可住地が分散している団体へ更に配慮した方法に見直すこと。
- (6) 教員の業務負担の軽減を図り、人材の確保や働き方改革を推進するため、公立学校において教員が担っている業務のうち、教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するための経費に対する地方交付税措置を拡充すること。
- (7) 国土強靱化を着実に推進するため、令和7年度に期限を迎える緊急自然災害防止対策事業債及び緊急防災・減災事業債の期限を延長し、対象事業を拡大するとともに、必要額の確保を図ること。

2 地方創生に向けた地方行財政の充実強化

- (1) 新しい地方経済・生活環境創生交付金については、対象経費の制約を緩和し、創意工夫をしながら柔軟に活用できる継続的な制度とすること。

また、交付金に係る地方負担については、自治体が着実に執行できるよう、引き続き、「新しい地方経済・生活環境創生事業費（地方創生推進費）」とは別に、地方財政措置を確実に講じること。

- (2) 「地方創生推進費」について、地方創生・人口減少の克服に向けて今後も継続し、拡充すること。

Ⅱ 学校における教育体制の充実

- 1 全国で教員不足が憂慮すべき状況にあることを踏まえ、次の事項を実施すること。
 - (1) 経験豊富な暫定再任教員（フルタイム）を確保するため、職務内容が同じである定年引上げ教員と同程度の処遇となるよう、給料月額と期末勤勉手当を引き上げること。また、そのために義務教育費国庫負担金の算定方法を見直すこと。
 - (2) 新規採用者の確保に向けた奨学金返還減免制度の拡充などを行い、必要な財源を措置すること。
- 2 小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数（基礎定数及び加配定数）を十分に確保すること。
- 3 学校内の居場所である校内教育支援センターを拠点として、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対する学習支援や相談支援を行う支援員の配置については、1人の児童生徒に3年を超えて支援が必要な場合もあることから、継続した取組ができるよう配置から3年以内に限らず長期的な視点に立った財政支援を行うこと。また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう、十分な財政措置を行うこと。

Ⅲ 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

Ⅳ 原子力発電所に対する武力攻撃対策

令和4年3月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。

ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

Ⅴ 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進

県内では、近年、大雨災害が頻発しており、いつ起こるか分からない能登半島地震のような地震災害等に備えるため、本年6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画において、八潮市の事故等も踏まえ、実施中の5か年加速化対策を大幅に上回る水準かつ通常予算とは別枠で予算を確保すること。あわせて、計画初年度については、現在の取組を切れ目なく進められるよう予算措置するとともに、高騰が続く資材費や労務費を適切に反映した規模とすること。

Ⅵ 暫定税率の廃止に伴う代替財源の確保

いわゆる「ガソリン等の暫定税率」を廃止する場合には、地方の安定的な行政サービスの提供及び財政運営に支障が生じないよう、特段の財源確保措置が行われなかった、いわゆる「103万円の壁」に係る見直し時の対応を前例とせず、地方の減収について代替の恒久財源を措置するなど、確実に補填すること。

なお、暫定税率の廃止に伴う地方の減収について全額の補填が難しい場合には、暫定税率の全廃自体を見直し、補填が可能な範囲での税率引下げに切り替えること。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

竹島に関する学習は、学習指導要領に明記されており、全国の子どもが竹島問題を正しく理解することが極めて重要である。

近年、竹島関連資料が新たに発見されていることから、参考資料やそれを活用した事例を取りまとめたWebページの充実、児童生徒用教材や教師用指導資料の作成・配付等により、学校教育において、竹島問題が正しく積極的に取り扱われるよう取組を強めること。

II 学習指導要領の見直し

学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、改訂されるたびに新たな科目や身に付けさせたい力などが盛り込まれてきている。

学校現場では学習指導要領の求める資質・能力などを子どもたちに身に付けさせようと教員が懸命に授業を行っているが、実社会の日常生活で必要となる基礎的な学力が子どもたちに十分身に付いていない可能性がある。

義務教育においては、基礎学力の育成を最優先とするため、児童生徒の確かな学力の育成や児童生徒のつまずきに対応する時間の確保等が必要であるが、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」（中央教育審議会への諮問）では、令和6年11月25日の全国知事会議であべ文部科学大臣が表明された「基礎学力に課題を抱える児童生徒が相当数存在すること」への課題認識、具体的な方策の検討が含まれていない。

よって、義務教育段階では基礎学力の育成を最優先とすることを、速やかに諮問内容へ追加すること。

III 学校における教育体制の充実

- 1 全国で教員不足が憂慮すべき状況にあることを踏まえ、次の事項を実施すること。
 - (1) 経験豊富な暫定再任教員（フルタイム）を確保するため、職務内容が同じである定年引上げ教員と同程度の処遇となるよう、給料月額と期末勤勉手当を引き上げること。また、そのために義務教育費国庫負担金の算定方法を見直すこと。

- (2) 新規採用者の確保に向けた奨学金返還減免制度の拡充などを行い、必要な財源を措置すること。
- 2 小中学校での諸課題が複雑化・困難化する中、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の対象となる教職員定数の総数（基礎定数及び加配定数）を十分に確保すること。
- 3 特別支援教育を充実させるため、次の事項を実施すること。
- (1) 現行の特別支援学級の学級編制（1学級8人）では、複数学年での学級編制となることが多く、特に学年が離れている場合にはそれぞれの学年に応じたきめ細かな指導が困難な状況にあるため、低学年と高学年に分けて特別支援学級の学級編制基準を定めるなどの見直しを行うこと。
- (2) 同学年であっても、個々の障がいに応じた複数の教育課程による授業を行う必要があり、現行の基準では教員の負担が大きく、きめ細かな指導が困難な状況にあるため、1学級当たりの人数をより少なくすること。
- (3) 小中学校の通級指導に関して、本県の中山間地域・離島においては、小規模の学校が広範囲に点在しており、巡回指導に伴う学校間の移動にかなりの時間を要するため、対象児童生徒の人数だけでなく、地理的条件も十分に加味した加配を行うこと。
- (4) 高等学校の通級指導に関しては、県内全域の生徒を対象にした指導が継続できるよう、現在の加配数を維持すること。
- 4 急速な外国人世帯の増加により、日本語指導が必要な外国人の児童生徒が急増している。日本語指導を行う教員の定数措置基準を引き下げるとともに、外国人家族の定住促進を図る市町村に対して少なくとも1人の加配措置を行う等、教員配置の充実を図ること。
- また、日本語指導が必要な外国人児童生徒の学習支援や生活への適応支援を充実するため、母語の分かる相談員や支援員の配置等に対する財政措置の拡大を図ること。
- 5 教員の業務負担の軽減を図り、人材の確保や働き方改革を推進するため、公立学校において教員が担っている業務のうち、教員が担う必要のない業務等を外部へ委託するための経費に対する地方交付税措置を拡充すること。

6 部活動の地域移行については、国において新たなガイドラインが検討されているが、学校現場や地域の受け皿、指導者の確保等の状況に応じて柔軟に進められるよう、地域移行に伴う新たな費用負担について、確実かつ継続的な財政支援を行うこと。

また、教員の負担の軽減に資するよう部活動指導員を十分に確保するための財政措置について、高等学校を含めて拡充すること。

さらに、地域によっては部活動指導員の確保が困難な場合があることから、教員に代わって専門的な指導ができる人材を段階的に育成するため、顧問や大会引率など負担の大きな業務を担わず、単独で技術指導のみを行う外部指導者（島根県では「地域連携指導員」という。）の配置に対する財政措置を講じること。

7 デジタル等成長分野を支える人材育成のためには、専門的な外部人材の活用や国内外の大学等との連携などにより高等学校における取組をより発展的に進めるとともに、その成果を横断的に広げることにより新たに取組を行う高等学校を増やしていくことが必要であることから、今後も継続的に高等学校等デジタル人材育成支援事業費補助金（高等学校D X加速化推進事業）等の財政支援を行うこと。

8 公立の専門高校では、これまで地域の産業を担う専門人材を安定的に輩出してきたが、いわゆる高校無償化の影響により、生徒の確保が困難となることが懸念される。今後の生徒募集や人材育成に支障が出ないよう、老朽化した施設・設備の更新及び最先端の技術を学ぶために必要な教育用施設・設備の整備に対する更なる財政支援を行うこと。

9 学校内の居場所である校内教育支援センターを拠点として、不登校から学校復帰する段階にある児童生徒や不登校の兆候がみられる児童生徒に対する学習支援や相談支援を行う支援員の配置については、1人の児童生徒に3年を超えて支援が必要な場合もあることから、継続した取組ができるよう配置から3年以内に限らず長期的な視点に立った財政支援を行うこと。また、支援員を必要とする学校全てに配置が可能となるよう、十分な財政措置を行うこと。

Ⅳ 地域と高等学校の連携・協働の推進

「社会に開かれた教育課程」の実現や地域振興の核としての高等学校の機能強化に向け、地域と高等学校の連携・協働体制の一層の充実を図る必要がある。

については、次代の担い手の育成・確保を図る観点から、地域と高等学校の連携・協働を強力に推進・支援するため、企画・調整等を専属で行う主幹教諭や、探究的な学習における地域調整等ができる実習助手の配置が可能となるよう教職員定数の加配を行うこと。

Ⅴ 様々な事情を有する児童生徒の教育機会の保障

- 1 貧困による教育格差の解消を目的とした教員定数の加配措置を大幅に拡充すること。
- 2 高校教育段階における教育費負担を軽減する観点から、低所得者世帯を対象とした奨学のための給付金制度の更なる充実を図ること。

また、家計が急変した世帯への弾力的な支援やオンライン学習に必要な通信費への支援などを継続すること。

- 3 高等学校等就学支援金制度について、いわゆる「高校無償化」を進めるにあたり、現在、国が設定する上限の月数・単位数を超えて履修する場合には無償化の対象とならないことから、支給月数や単位制授業料の支給制限を撤廃し、全ての公立学校の生徒が確実に無償化の恩恵を受けられるようにすること。

Ⅵ 子ども・子育て支援新制度における施策の充実

- 1 保育所等の体制整備を図った上で、0歳から2歳までの全ての子どもを幼児教育・保育の無償化の対象とすること。
- 2 認定こども園に配置される保育教諭養成のため、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を集中的・効率的に取得できるよう、制度を改善すること。

Ⅶ 大学によるへき地医療支援の促進

過疎地域における医師不足の改善が図られるよう、厚生労働省と連携し、大学によるへき地医療支援体制を強化すること。

- (1) 地域の病院は大学からの医師派遣に大きく依存している。地域に必要な常勤医師の派遣など、大学医学部が建学の基本理念である地域医療の維持・向上に寄与することができるよう、国立大学法人制度の在り方も含め効果的な仕組みを構築すること。
- (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (3) 医学部臨時定員枠について、国は国全体としての医師の需給推計に基づき、定員削減の検討を進めようとしているが、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。

VIII 「社会教育士」称号取得の促進

旧制度の社会教育主事講習修了者の社会教育主事等が専門性を有していることを明らかにした上で引き続き社会で活躍できるよう、「社会教育士」の称号を取得するために追加で必要となる講習等について、現場での経験を踏まえて集合型演習を免除する、あるいは、時間的な制約を伴わないようオンデマンド形式による受講を認めるなどの配慮をすること。

IX 国立三瓶青少年交流の家の国営存続

中国地方における青少年の交流や体験活動の拠点施設である国立三瓶青少年交流の家について、経営基盤の強化を図り国営で存続させるとともに、冬期の休館中においても雇用を継続すること。

X 外国人の受入環境の整備と地域との共生の推進

外国人住民が自立した生活を送り地域と共生するためには、一定の日本語能力を習得する必要があることから、全ての外国人住民に対し日常生活に必要なレベルの日本語を習得できる仕組みを公的に整備すること。

XI 国立大学授業料の現行水準の堅持

令和7年2月の中央教育審議会答申を踏まえ、国立大学授業料の負担の在り方について検討することとされているが、経済状況にかかわらず大学進学を希望する子どもの進学機会を保障し、政府と自治体が行っている少子化対策の効果が失われないよう、国立大学授業料を引き上げることなく現行水準を堅持すること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 医療対策の充実

1 地域医療の維持

患者数が減少し、あわせて、医療従事者の確保が難しくなる中、多くの医療機関においては、病床等の一部を縮小せざるを得ない状況があり、加えて、賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰が続いており、その経営環境は、大変厳しい状況にあることから、次のとおり地域医療を維持するための必要な措置を講じること。

(1) 令和6年度の診療報酬改定は、昨今の従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分であり、かつ、医療サービスに係る費用は、診療報酬で定められており、医療機関が自ら価格決定し、患者に転嫁することが認められていないため、医療機関の経営に大きな影響を与えている。診療報酬を遡及して再改定するなど、地域の医療サービスを守り、維持するための必要な対策を講じること。

(2) 地域医療構想は、医療提供体制の検討、調整などを各構想区域で行うこととされており、島根県においても、保健所を中心に各構想区域の調整会議で、必要な病床数を含め、役割分担や連携体制について丁寧に検討し、調整を行ってきた。

この度の「病床数適正化支援事業」は、各医療機関の判断で申請を行うものであり、また、各地域で十分に協議を行う期間がないため、地域で必要となる病床までも削減され、地域の医療提供体制に大きな影響を与えることから、経営支援の方法としては適当ではない。

このような事業を実施する場合は、都道府県が、各地域で十分な議論・調整が図られるよう検討期間を確保するなど、これまでの地域医療構想の取組を踏まえて実施できるよう配慮すること。

(3) 医療資源が限られる中山間地域や離島では、公立・公的病院が拠点病院として、入院医療のほか、巡回診療や診療所への医師の派遣を行うなど、地域の診療支援に大きな役割を果たしていることから、経営悪化を理由に診療体制の縮小や閉鎖をし、地域の医療提供体制に深刻な影響をもたらすことがないように、財源措置の充実を図ること。

- (4) 中山間地域・離島では、人口減少による患者数の減少や開業医の高齢化・後継者不足によりへき地診療所の維持が困難となってきた。加えて、拠点病院がへき地診療所を支援することで、地域医療を確保する必要があるが、患者数の減少や医師・看護師の不足により、その役割を十分に果たせていない。

このため、へき地診療所の経営維持とへき地医療拠点病院の運営に対する財政支援を充実させるとともに、地域の実情に応じて施設・設備整備を支援できるよう必要な財源を確保すること。

- (5) 地域医療構想の実現に向け、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域の実情に応じた取組ができるよう、必要な措置を講じること。

① 基金の配分にあたっては、病床の機能分化・連携を推進するため、都道府県の実情に応じて医療従事者の確保対策や在宅医療の推進、勤務医の労働時間短縮に向けた体制整備などの取組に必要な財源を引き続き十分に配分すること。

② 特に医師確保については、地理的な状況や診療科ごとの医師不足状況などの地域の実情を十分に反映していない指標を用いて、配分額を加算したり、対策実施に制約を設けたりすることなく、都道府県が地域の実情に応じた柔軟な医師確保対策を実施できるよう、必要な財源を十分に配分し、責任を持って支援を行うこと。

③ 基金の内示が都道府県の要望に満たない場合や区分ごとの需要増などにも臨機応変に対応するため、事業区分間の額の調整ができるようになるなど、柔軟な運用を認めること。また、ヘリコプターやドクターカーなどによる広域搬送、サイバーセキュリティ対策への活用など、地域の実情に応じた様々な取組に基金が柔軟に活用できるよう、見直すこと。

④ 基金事業を円滑に実施するため、あらかじめ事業実施に必要な基礎的な額の配分を確保するとともに、内示時期を前年度中に早めるなど、基金の配分に係る仕組みを見直すこと。

- (6) 医療提供体制推進事業費補助金については、例年交付率が低く、都道府県の超過負担が生じる場合や計画していた医療機器の整備に支障を来す場合があることから、事業の実施に必要な予算を増額すること。

- (7) 医療施設運営費等補助金については、令和6年度は交付率が低く、都道府県の超過負担が生じ、また、へき地診療所等への支援が十分に行えなかったことから、事業の実施に必要な予算を増額すること。

2 新たな地域医療構想

新たな地域医療構想については、2040年を視野に入れ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含めた医療提供体制の検討が行われている。

都市部を中心とした人口集積地域と、中山間地域・離島といった過疎地域等で医療需要や資源の状況が大きく異なるため、それぞれの地域で実情に応じた医療提供体制の構築に向けて、これまで以上に丁寧な検討が必要であることから、都道府県の地域医療構想策定に十分な検討期間が確保できるよう、策定ガイドライン等の発出や必要となるデータの提供を早期に行うこと。

3 医師・看護職員確保対策の推進

- (1) 依然として医師の地域偏在や診療科偏在が続いていることから、医師不足が深刻な地方の病院や、不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。

① 医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージでは、医師確保計画の実効性の確保など都道府県が主体となって取り組むこととされているが、大都市部と地方部の偏在格差は未だ顕著で、都道府県の取組のみでは限界があるため、全国的な偏在対策など、国が主体となり実効性のある対策を講じること。

② 国による医師偏在指標や目標医師数、これらを用いた医師偏在対策の手法について、地理的条件や診療科の偏在等、地域の実情を十分に反映するものとなるよう、見直しを行うこと。その上で、引き続き、医療従事者の働き方改革に係る検討も含め、医療人材の偏在解消など地域医療の確保に向けた施策を強力に推進すること。

③ 医学部臨時定員枠について、国は国全体としての医師の需給推計に基づき、定員削減の検討を進めようとしているが、地理的条件等、地域の実情を踏まえ、地域に必要な医師数を確保できるよう現在の枠を継続すること。

- ④ 医師専門研修制度に係る専攻医の定員設定にあたっては、地域の医師不足が改善されるよう都道府県等の意見を十分に聞くとともに、医師の絶対数が少数の県にはシーリングを設けないなど地域の実情や診療科ごとの医療提供体制を考慮し、適切な設定がなされるようにすること。
- また、検証ができるよう、算定方法や基礎数値を明らかにすること。
- ⑤ 産科・外科などの医療事故において、患者や家族を早期救済することは医師不足の改善や医療提供体制の確保にも寄与するため、現在分娩に関連した産科医療補償制度のみである無過失補償制度を拡充すること。
- ⑥ 女性医師の出産による休業からの復職の促進や、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。
- ⑦ 総合診療医の養成・確保に向け、大学内に設置されている拠点（総合診療医センター）の取組が今後も推進されるよう、継続的な財政支援を図るとともに、事業の実績を踏まえた補助金の配分を行うこと。
- (2) 育児休業等取得者や夜勤困難者の増加に加えて、退職者の補充が十分できないといった理由による看護職員不足が深刻化し、病棟の一部休止等が起きている実態を踏まえ、夜勤負担の軽減等の勤務環境の改善や処遇の改善などの実効性のある対策を追加すること。
- (3) 医師不足の深刻な地方において医師の働き方改革を適切に進めるため、時間外労働時間の上限規制等による地域医療に対する影響を把握し、必要に応じて医師の確保や診療報酬の増額を図るなど、引き続き必要な対策を講じること。
- (4) 勤務医や看護職員の業務負担軽減のため、かかりつけ医機能の普及啓発など、医療機関の適切な利用方法などについて、引き続き国民への広報・啓発を強化すること。
- (5) 薬剤師の地域偏在や業態偏在により病院薬剤師の確保が困難となっており、病院の診療機能に影響が生じていることから、必要な措置を講じること。
- ① 国の薬剤師偏在指標について地理的条件等の地域の実情を十分に反映し、薬剤師の偏在対策の見直しを行うこと。

- ② 業態偏在の解消のため、病院薬剤師の処遇改善等に必要となる診療報酬の増額等の措置を講じること。

4 がん対策の推進

がんは早期に発見し治療すれば治る病気となっており、がん検診による早期発見が重要であるとともに、がんに罹患した場合に社会的影響が大きい働き盛り世代の受診率向上が重要である。「がん対策推進基本計画（令和5年度～令和10年度）」においても、職域におけるがん検診の実施状況の継続的な把握と課題整理を行い、必要に応じて法的な位置付けも含め、がん検診全体の制度設計について検討するとされている。

ついては、働き盛り世代へのがん対策を着実に進めるため、国において早急に課題整理を行うとともに、職域におけるがん検診を法的に位置づけること。

また、市町村以外が実施するがん検診受診者の把握が居住市町村で可能となるよう体制を構築すること。

5 ICTを利用した医療機関と介護施設の連携の推進

医療・介護情報連携ネットワークシステムは、在宅医療の推進や地域包括ケアシステムを構築していく上で重要なものであり、特に中山間地域や離島を抱える本県においては、効率的・効果的な医療・介護の連携強化とサービス提供に不可欠である。ついては、ICTを利用した各医療機関と介護施設の連携の効果をより発揮するため、国において次の対応を行うこと。

- (1) 医療機関・介護施設の負担軽減を図り、より一層の参加を促すため、医療・介護情報連携ネットワークシステムの維持管理にかかる利用料について、診療報酬の拡充や介護報酬での措置など、所要の財源措置を行うこと。
- (2) 全国医療情報プラットフォームの創設にあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されているシステムとの連携を十分に踏まえるとともに、医療機関や介護事業所の負担軽減が図られるものとなるよう十分に配慮すること。

6 災害時の医療提供体制の強化

迅速な医療支援が行えるよう災害派遣医療チーム（DMAT）や災害派遣精神医療チーム（DPAT）等の「養成」に係る人件費など必要な経費について財政措置を講じるとともに、離島・半島地域等の医療資源が脆弱な地域において、DMAT等による災害初動時の支援が終了した後も被災地の医療提供体制に支障が生じることのないよう継続的な支援体制を構築すること。

II 国民健康保険制度の安定運営

平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、3,400億円の公費が投入されたが、引き続き、国の責任において国民健康保険制度の抱える構造的な問題の抜本的な解消に向け、今後の医療費の増嵩に耐え得る持続可能な制度を構築すること。

1 財政支援の在り方

国民健康保険の安定的な財政運営のためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は大変重要であることから、今後もその機能を引き続き維持するとともに、保険者のインセンティブ機能を担うものとして、保険者努力支援制度を地方の実情に沿った活用しやすい制度とすること。

2 財政安定化基金への財政支援

財政安定化基金については、予期しない給付増など、不測の事態における財源不足に対応できるよう、必要な財政措置を講じること。

3 子育て世帯等の負担軽減への支援

子どもに係る均等割保険料の軽減措置については、対象となる子どもの範囲が未就学児に限定され、その軽減額も5割と十分なものといえないため、子どもの範囲を限定せずに均等割保険料を免除するとともに、国定率負担割合の引上げ等様々な財政支援の方策を講じること。

4 地方単独医療費助成に係る減額調整措置の廃止

自治体が独自に行う医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担金の減額調整措置について、令和6年度から子どもに係る減額調整措置は廃止されたが、重度心身障害者医療費助成等に係る減額調整措置についても廃止すること。

5 マイナンバーカードの保険証利用に対する措置等

- (1) マイナンバーカードの健康保険証利用については、引き続き、国の責任において情報セキュリティ対策を徹底するとともに、制度の意義について、国民及び医療機関への普及・啓発を進めること。

また、何らかの事情でマイナンバーカードを持たない者や、受診の際に支援を必要とする者が、引き続き必要な医療を受けられるよう、丁寧な説明と必要な措置を講じること。

- (2) オンライン資格確認等システムの運営にあたり、保険者に新たな負担が生じないように、適切な地方財政措置を講じること。

6 子ども・子育て支援金

- (1) 子ども・子育て支援金については、支援金の目的や使途、負担の在り方等、制度について国民の理解が十分に得られるよう、国の責任において丁寧な周知広報を行うこと。
- (2) 子ども・子育て支援納付金の導入に伴い、保険料（税）徴収や窓口対応、関連システムの改修等が必要となることから、市町村等保険者に新たな負担が生じないように財政的支援を講じること。

7 高額療養費制度

高額療養費制度は、国民の命と暮らしを守る重要なセーフティネットとして位置づけられているが、現状の負担上限額であっても、高額な治療を継続した際の家計への影響は少なくない。こうした国民の生活状況を踏まえ、生死に直結する治療断念につながるような見直しを撤回すること。

Ⅲ 介護保険制度の充実

1 介護サービスの維持

高齢化の進展に伴い、保険料や公費負担の増加が見込まれるため、介護保険制度が持続可能で安定した制度となるよう、現実的な将来見通しに基づき、保険料と国・地方の負担の在り方も含めた制度の見直しを行うとともに、以下のとおり地域の実情を踏まえ、地域包括ケアを進めるために必要な改善を図ること。

- (1) 中山間地域・離島では高齢者人口が減少局面に入っており、既存施設の改修による長寿命化、既存事業所の統合や集約によるサービス提供の効率化などにより既存の資源を活用しながら、地域におけるサービス提供体制を維持していく必要がある。

また、限られた資源を最大限に活用し、地域におけるサービス提供体制を維持するため、人材確保や業務効率化などの運営面への支援により、事業者の経営の安定化を図る必要がある。

については、地域の実情に応じたハード・ソフト両面の取組に対して地域医療介護総合確保基金を自治体の裁量で柔軟に活用できるようにすること。

- (2) 令和6年度の介護報酬の改定は、昨今の従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分であり、かつ、介護サービスに係る費用は、公定価格である介護報酬で定められており、事業者が自ら価格決定し、価格転嫁することが認められていないため、事業者の経営に大きな影響を与えている。介護報酬を遡及して再改定するなど、人口減少や高齢化の進展といった地域の実情を踏まえ、地域の介護サービスを守り、維持することにつながるよう必要な対策を講じること。

- (3) 中山間地域・離島といったへき地においては、訪問系や通所系の介護サービス提供にあたり、訪問や送迎等の移動に係るコストが割高になるが、これらが介護報酬において十分に評価されておらず、採算の確保が難しいという報酬構造上の問題がある。

加えて、訪問介護については、令和6年度の報酬改定で基本報酬の引下げが行われたことで、特にサービス提供が非効率なへき地において、事業者の経営が一層厳しさを増している。

については、へき地の実態を踏まえて必要なコストを適正に評価し、介護報酬を遡及して再改定するなど、事業者の経営安定化につながるよう速やかに必要な措置を講じること。

2 介護福祉士等修学資金

介護福祉士等修学資金については、国の貸付原資交付が当該年度中に不足する金額のみに留まっており、実際の貸付期間と国の交付対象期間が一致していないため、将来にわたって運用に支障をきたすことのないよう、修学資金等の貸付原資を交付すること。

3 補足給付制度の見直し

補足給付制度の見直しにより、利用者にとって過度な負担が生じ、必要な介護サービスを利用するにあたっての支障となっていないか検証し、必要な措置を講じること。

4 ケアプランデータ連携システム

介護現場の生産性向上を図るための「ケアプランデータ連携システム」の普及促進策を設けるにあたっては、現在、地域単位で独自に整備・運用されている同様のシステムについても、介護報酬や補助金の取扱いにおいて、「ケアプランデータ連携システム」と同等の扱いをするなど、十分な配慮を行うこと。

IV 福祉サービス提供体制の充実

1 発達障がい者への支援体制の充実

発達障害者支援法の基本理念を踏まえ、発達障がい者に対し、障がい特性に応じた切れ目のない支援の一層の充実を図ること。

- (1) 支援の中核となる発達障害者支援センターの人員体制の充実などに必要な財源措置を講じること。

- (2) 発達障がい者が、身近な地域においてできるだけ早期に適切な診断や診療が受けられるよう、国において専門医の養成や確保を行うこと。
- (3) 障がい者手帳を取得している発達障がい者が一部にとどまっていることから、独自の手帳制度とするなど、障がい者手帳をより取得しやすい仕組みとすること。

2 地域生活支援事業への財政的支援の拡充

障がい児・者の地域での生活や社会参加を促進していくためには、相談、移動支援等の地域生活支援事業が特に重要となる。

地域の創意工夫により必要な事業を躊躇することなく、十分に実施できるようにするため、県及び市町村が実施する地域生活支援事業への財政的支援を拡充すること。

3 社会福祉施設等整備費国庫補助金の予算確保

利用者の安全を確保し、高齢化や障がいの重度化に対応した適切なサービスを提供するため、老朽化した障害者福祉施設について建物の改修や移転等を進めていく必要があることから、必要な施設整備を計画的に行うことができるよう、社会福祉施設等整備費国庫補助金の予算を確保すること。

4 障害福祉サービスの維持

- (1) 令和6年度の障害福祉サービス等報酬の改定は、昨今の従事者の賃金水準の上昇や物価・エネルギー価格の高騰に対し不十分であり、かつ、障害福祉サービスに係る費用は、公定価格である障害福祉サービス等報酬で定められており、事業者が自ら価格決定し、価格転嫁することが認められていないため、事業者の経営に大きな影響を与えている。障害福祉サービス等報酬を遡及して再改定するなど、人口減少や高齢化の進展といった地域の実情を踏まえ、地域の障害福祉サービスを守り、維持することにつながるよう必要な対策を講じること。
- (2) 中山間地域・離島といったへき地においては、居宅介護等の訪問系サービスについてサービス提供の効率が低く、採算の確保が難しいことから、必要なサービスを維持するため、特別地域加算の対象地域の拡大や加算率の引上げを行うとともに、移動に時間を要することに対する報酬の上乗せを行うこと。

V 雇用対策の推進

1 若者の県内就職の促進

地方では、少子高齢化、進学・就職に伴う都市部への若年者の人口流出が企業経営や地域活力の維持等に大きな影響を与えている。

さらに、近年は都市部の人手不足により若年者が都市部へ就職する流れが加速していることから、若年者地域連携事業の予算を拡充し、地元就職に向けた取組を強化すること。

2 仕事と生活の両立支援

仕事と子育て等との両立支援のため、男性の育児休業の取得促進、時間単位の年次有給休暇やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の推進を図ること。

3 外国人材の受入環境の整備

受入れを希望する中小企業・小規模事業者等の負担を考慮し、国の責任において、企業に対する十分な情報提供を行うとともに、事業主向けの相談・指導体制の整備や雇用管理改善の取組に係る好事例の事業者への周知など、外国人材の就労環境の適正化に向けた取組を進めること。

また、技能実習制度に代わる「育成就労制度」について、受入企業に過度な負担が生じないようにすること。加えて、外国人材が大都市圏等の特定の地域に集中して就労することがないように、地方での定着に向けた支援を行うこと。

さらに、自治体が外国人材の受入実態を的確に把握し、今後の対応策を検討できるよう、国が保有する外国人材の受入実態や課題等に関する情報を自治体と共有すること。

VI 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 持続可能な農業・農村の確立

1 意欲的な取組を促す支援の充実

- (1) 新規就農者育成総合対策について、必要な予算を当初予算において十分に確保すること。
- (2) 農業者の経営改善を図るため、国際水準GAPへの準拠が確認された都道府県GAPについて、販売店や流通事業者に対する取扱拡大の働きかけや消費者のGAP認知度の向上に向けたPR活動等を行い、農業者が国際水準GAPに取り組む意義を実感できる環境づくりを進めること。

2 米の需給及び価格の安定に向けた対策

- (1) 価格高騰が続く主食用米について、政府備蓄米が迅速かつ低廉に消費者に行き渡るよう円滑な流通体制の構築を進めること。特に、備蓄米以外の主食用米全般についても、生産者、集荷業者、卸売業者、小売業者まで各段階の価格構造を広く消費者に明らかにするとともに、米不足を背景とした卸売業者による価格の吊り上げが行われないよう対策を講じて、高関税の輸入米へのシフトを回避すること。また、価格高騰による消費者への影響を緩和するための支援策を講じること。

他方、作付面積が拡大し生産量の増加が見込まれる中、短期的な現在の米価高騰のみを捉えて、ミニマムアクセス米の主食用米利用枠の拡大などに依存することは、為替相場や海外の需給動向の影響を受けて、消費者に米を安定供給できないおそれがある。

国内の生産者が安心して米を生産し、消費者に安定的に供給できるよう中長期的な視点に立った対策に注力すること。

- (2) 水田政策の見直しに当たっては、農業経営の持続性を確保するとともに、地域の実情を踏まえた制度設計とすること。また、地域への情報提供に努めるとともに、県及び地域の農業再生協議会の事務負担の軽減を図ること。

3 鳥獣被害防止対策の充実

市町村の鳥獣被害対策促進のため、鳥獣被害防止総合対策交付金事業の予算を十分に確保すること。

4 農業・農村の維持発展に向けた支援

中山間地域等の共同活動や農業生産活動の継続による農業・農村の維持発展のため、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金及び里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金の予算を十分に確保すること。

また、現在、水田政策の見直しの方向性が示されているが、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払制度の見直しにあたっては、地域の実情を踏まえた制度設計になるよう、十分な配慮を行うこと。

5 鳥インフルエンザの防疫措置

鳥インフルエンザ発生農場における鶏の殺処分について、早期の通報や発生鶏舎を隔離できることを条件に、農場の分割管理方式以外にも全羽殺処分しない防疫措置の方法を検討し、早期に実行に移すこと。

また、近年の鳥インフルエンザの発生羽数に対して、家畜防疫互助基金支援事業の予算が大きく不足していることから、十分な予算を措置すること。

Ⅱ 持続可能な森林・林業・木材産業の確立

1 林業就業者の確保

- (1) 林業労働力確保支援センターが林業就業者確保のために実施する普及啓発活動、林業就業体験、高校生に対する林業学習、就業者の資格取得支援などの取組への支援の拡充や、県立の林業大学校が教育内容を一層充実するために実施する機械導入や施設整備などを支援すること。

また、「緑の青年就業準備給付金」予算を十分に確保すること。

- (2) 全産業において担い手不足が深刻化する中、全国的規模で森林や林業、木材産業の大切さや魅力を積極的にPRし、林業・木材産業で働く担い手が社会的に認知されるよう地位向上を図るとともに、賃金や労働環境の改善につながる取組を率先して行うこと。

2 地域経済発展のための林業・木材産業対策の強化

- (1) 燃油や資材価格の著しい上昇や人材確保が困難になるなど林業を取り巻く状況が厳しくなる中で、循環型林業を拡大していくためには、生産性の更なる向上が欠かせないことから、ＩＣＴ等の新たな技術による作業の自動化や高性能林業機械の導入、航空レーザ計測の実施や活用、林業専用道（規格相当を含む）の開設、国産材製品の安定供給に必要な原木流通施設や木材加工施設の整備等のための予算を十分に確保すること。
- (2) 森林吸収系のＪクレジットについては、取引の活性化により企業が資金を拠出し、地域の森林・林業に資金が回ることで地域経済の活性化や雇用の創出に繋がることから、２０５０年に迫るカーボンニュートラルへの対応等で他のクレジットに遅れをとることなく、価格・量的に安定して取引されるよう、需要拡大に向けた制度構築に率先して取り組むこと。

また、森林吸収系のＪクレジットの価格競争力強化に向けて、クレジットをより低コストで創出できるようにするための取組を推進すること。

Ⅲ 持続可能な漁業・漁村の確立

1 沿岸自営漁業者の確保・育成

将来の沿岸漁業や漁村を牽引する担い手を確保・育成するため、経営体育成総合支援事業の予算を十分に確保すること。

2 水産多面的機能発揮対策の強化

近年の海洋環境の変化等に伴う藻場の減少に対応するため、漁業者等が取り組む藻場の回復対策を拡充する必要があることから、保全活動の予算を増額すること。

また、藻場等の保全活動について、中長期にわたって取り組む必要があるため、交付金の持越しや年度当初の概算払を可能とするなどの制度改正や柔軟な運用を行うこと。

3 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- (1) 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（ＥＥＺ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。

- (2) それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- (3) 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船をはじめとする外国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- (4) 平成25年度補正予算において基金化された韓国・中国等外国漁船操業対策事業について、安定的に事業が実施できるよう、今後も継続して十分な予算を確保すること。

IV 農林水産業の経営安定と発展に向けた対応

- 1 持続可能な農林水産業と農山漁村の実現に向け、農林水産予算を十分に確保するとともに、施策全般について、地域の実情を踏まえた柔軟な制度設計・運用を行うこと。
- 2 経済連携協定・貿易協定については、農林水産業関係者の不安や懸念が大きいことから、引き続き、正確な説明や情報発信に努めるとともに、国際化の進展の中で、意欲ある担い手が安心して経営に取り組めるよう、対策予算を継続して十分に確保すること。
- 3 農林水産業の発展に欠かせない良好な生産条件を整備し、食料安全保障の確保、国土強靱化等を進める上で重要な役割を担っている基盤整備事業について、物価高騰下においても必要な整備を進めることができるよう十分な予算を安定的に確保すること。

特に、農業の生産性・収益性の向上に不可欠な農地整備事業予算については、農業構造の転換を強力に推進するため、十分な事業規模を既存予算とは別枠で確保すること。

また、防災・減災、国土強靱化対策予算については、実施中の5か年加速化対策を大幅に上回る水準の事業規模を確保すること。

さらに、宍道湖西岸地区国営緊急農地再編整備事業について、高収益で競争力のある農業を早期に展開するため、計画的な推進を図ること。

V 離島・半島地域への支援

離島・半島地域の地理的特性を踏まえた防災対策を推進する必要があることから、林道、漁港施設の整備等に対する財政措置の強化や要件見直しなど、支援の更なる充実についての特段の配慮を行うこと。

VI 中山間地域等における「小さな拠点づくり」への支援

「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

VII 地方空港活性化のためのC I Q体制の整備・充実

訪日外国人の円滑な受入れと地方空港の活性化のため、国際便の運航にあたっての税関、出入国管理、検疫体制を整備・充実すること。

VIII 物流の2024年問題への対応と持続可能な物流の構築

2024年4月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。

また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。

については、地方の中小企業等が取り残されることがないように、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。

別表 IV 1 において農林水産予算の十分な確保を要望する事業

【農業】 1 意欲的な取組を促す支援の充実 ・新規就農者育成総合対策 ・農地利用効率化等支援交付金 ・集落営農連携促進等事業 ・農業経営・就農支援体制整備推進事業 ・農地中間管理機構事業 2 鳥獣被害防止対策の充実 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 3 燃油・資材高騰にかかる農業者への支援 ・施設園芸セーフティネット構築事業 ・産地生産基盤パワーアップ事業 ・強い農業づくり総合支援交付金 ・農地利用効率化等支援交付金 ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業 4 その他 ・GAP拡大推進加速化事業 ・農山漁村振興交付金 ・日本型直接支払交付金 ・みどりの食料システム戦略推進交付金	【林業】 1 林業就業者の確保 ・緑の青年就業準備給付金 ・林業・木材産業循環成長対策 2 地域経済発展のための林業・木材産業対策の強化 ・林業・木材産業循環成長対策（再掲） ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策 3 その他 ・里山林活性化による多面的機能発揮対策 【水産業】 1 沿岸自営漁業者の確保・育成 ・経営体育成総合支援事業 2 燃油高騰にかかる漁業者への支援 ・水産業競争力強化緊急事業 3 その他 ・水産業成長産業化沿岸地域創出事業 ・浜の活力再生・成長促進交付金 ・漁業収入安定対策事業 ・漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業
【総合的なTPP等関連政策大綱関連予算】 ・担い手確保・経営強化支援事業 ・農業競争力強化基盤整備事業 ・産地生産基盤パワーアップ事業（再掲） ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（再掲） ・林業・木材産業国際競争力強化総合対策（再掲） ・水産業競争力強化緊急事業（再掲）	
【農林水産公共事業】 ・農業農村整備事業（農業競争力強化基盤整備事業、農村地域防災減災事業等、国営緊急農地再編整備事業（穴道湖西岸地区）等） ・林野公共（森林整備事業、治山事業） ・水産基盤整備事業 ・農山漁村地域整備交付金	

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 国のエネルギー政策や原子力発電の必要性などについては、県民や立地・周辺自治体の理解と納得が得られるよう、国が明確に示していくこと。
- (2) 原子力発電所の稼働・再稼働の判断に立地・周辺自治体の意見が適切に反映できる具体的な仕組みを設けること。
- (3) 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決について、国が前面に立った取組を加速させること。
- (4) 廃炉等に伴って生じる放射性廃棄物等の処分については、発生者責任の原則の下、原子力事業者等が処分場確保に向けた取組を着実に進めることを基本としつつ、国としても、処分等の円滑な実現に向け、必要な取組を進めること。

2 原子力防災対策

- (1) 原子力災害が発生した場合、陸路、海路、空路によるあらゆる手段を活用して、一般住民及び避難行動要支援者の避難がより円滑に実施できるよう、道路整備等の支援の拡充を行うこと。
- (2) 自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

3 電源立地地域に対する財政措置

- (1) 廃止が決定した原子力発電施設についても、安全・防災対策などの行政負担が引き続き生じていることから、撤去完了までを見据えた財政支援を行うこと。
- (2) 電源三法交付金等については、原子力防災対策が必要な区域が30キロ圏内まで拡大されたことから、既存の交付地域に対する交付水準を確保した上で、対象地域を原子力災害対策重点区域まで拡大するとともに、交付金制度等の充実を図ること。

Ⅱ 原子力発電所に対する武力攻撃対策

- 1 令和4年3月にロシア軍がウクライナの原子力発電所に対する砲撃を行ったが、他国の領土や主権の侵害は何の利益も生まず、自らの国益を大きく毀損するとの認識を国際社会において確立することこそが、最大の抑止力となる。

ついては、国において、国際社会と協調した経済制裁措置の実施など、外交等を通じて毅然として対処すること。

- 2 突発的な武力攻撃の発生に備え、原子力事業者が、特に緊急を要する場合には国からの命令を待たず直ちに運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

Ⅲ 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

- 1 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

Ⅳ 物流の２０２４年問題への対応と持続可能な物流の構築

２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあつては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。

また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。

ついては、地方の中小企業等が取り残されることがないように、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。

Ⅴ 工業用水道施設の耐震化などの強靱化に対する支援

企業活動に必要な工業用水を安定して供給し、地域の産業を支える重要なインフラである工業用水道は、供用開始から５０年以上を経過した施設もある。今後、施設の耐震化などの強靱化に多大な事業費を要することから、国の補助事業の十分な予算を確保するとともに、複数年度にわたる事業を補助事業の採択の対象とするなど、財政支援の充実・拡充を図ること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備推進

県民の安全安心な暮らしを守り、地域振興を支えるため、必要な社会資本整備を進めることができるよう、予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備・施策の推進を図ること。

1 国土強靱化施策の更なる加速化・深化による地方の事業実施の推進

県内では、近年、大雨災害が頻発しており、いつ起こるか分からない能登半島地震のような地震災害等に備えるため、本年6月を目途に策定される国土強靱化実施中期計画において、八潮市の事故等も踏まえ、実施中の5か年加速化対策を大幅に上回る水準かつ通常予算とは別枠で予算を確保すること。あわせて、計画初年度については、現在の取組を切れ目なく進められるよう予算措置するとともに、高騰が続く資材費や労務費を適切に反映した規模とすること。

また、地域の生活に欠かせない道路や下水道等の整備、住民の安全・安心を確保するための治水対策や土砂災害対策、道路斜面の落石対策、子どもの交通安全確保対策、地籍調査等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金及び個別補助事業などの予算の十分な確保と、交付金の重点配分対象や個別補助事業の採択要件の拡充等により柔軟な事業実施を可能とすることで、必要な事業が多く残された地方に予算を重点配分すること。

さらに、公共土木施設の老朽化対策を永続的に実施するため、国庫補助の対象として施設の点検業務の追加、修繕工事における事業採択要件緩和による適用範囲の拡大、既存の補助制度における点検や修繕の国庫補助率の嵩上げ等、地方負担の軽減に資する制度とするとともに、個別施設計画のとおりに対策が進められるよう必要な予算と新たな財源を確保すること。

下水道については、いわゆる「10年概成」の終期となる令和8年度末を控え、概成が困難な自治体もあるため、十分な予算の確保を図るとともに、令和9年度以降も引き続き財政支援すること。

2 山陰道や境港出雲道路（8の字ルート）をはじめとする地方の道路整備の推進

- (1) 国の骨格を形成する高速道路は、経済・社会の発展に不可欠な社会基盤であり、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保した上で、県内産業の生産性向上に資する山陰道への予算の重点配分を行い、「益田～萩間」を含め、早期全線開通を図ること。

福光・浅利道路、益田道路（久城～高津間）については、開通効果を最大限に発揮するため、早期に開通見通しを公表すること。

- (2) 暫定2車線区間における高速道路の安全性、信頼性向上のため、4車線化事業の推進（事業中区間の着実な推進と、「高速道路における安全・安心基本計画」に位置づけられた優先整備区間のうち未事業化区間の早期事業化）を図るとともに、対面通行区間における当面の緊急対策として長大橋、トンネル区間における試行箇所の効果検証を進め、早期に安全対策を推進すること。

また、高速道路の利用が促進される施策を講じること。

- (3) 国道9号出雲バイパスは朝夕を中心に慢性的な交通渋滞が発生し、立地企業への通勤や物流、救急車などの緊急車両の通行に支障が生じていることから、全線の4車線化に向け、事業中区間の早期完成、未着手区間の早期事業化を図ること。
- (4) 連続雨量による事前通行規制区間がある国道9号（益田市神田町～津和野町枕瀬間）や、大雨や大雪の防災要対策箇所が多くトンネルの老朽化が進む国道54号（飯南町～松江市宍道町間）について、安全・安心な通行を確保するための抜本的な対策を講じること。
- (5) 中海・宍道湖圏域を結ぶ「8の字ルート」の一部を形成する境港出雲道路は、東西方向における交通課題の解消や空港・港湾アクセス強化など、圏域の持続的発展に必要な道路であり、災害に強い国土幹線道路ネットワーク機能を確保するためにミッシングリンク解消が必要な高規格道路でもあるため、関係自治体と連携し整備方針の具体化に向けた検討を進めるとともに、未着手区間について国の直轄事業として早期事業化を図ること。

- (6) 高規格道路 境港出雲道路の一部となる国道431号 松江北道路は、松江市街地の渋滞緩和や災害時の迂回路確保に欠くことができない道路であり、早期完成を図るため、令和8年度から本格化する工事に必要な予算を確保すること。

3 江の川下流治水事業の推進

平成30年7月、令和2年7月豪雨に続き、令和3年8月の大雨でも氾濫が発生し、わずか3年余りの間に3度の大規模な浸水被害を受けたことから、沿川の住民が安心して住める地域となるよう、「治水とまちづくり連携計画（江の川中下流域マスタープラン）」に基づき事業を推進し、流域治水による対策を加速化させること。

- (1) 緊急対策特定区間として重点的に実施するとされた地区については、必要な予算を十分に確保し、一日も早く対策を完了させること。

その他の地区においても、地元同意・調整が図られた地区については、早急に事業着手し、対策を進めること。

また、河川整備計画に記載されている河道掘削についても、引き続き、事業中区間の整備の促進を図るとともに、未着手区間においても早期に着手すること。

- (2) 直轄事業と連携し一体的かつ早急な整備が必要な矢谷川をはじめ、県が管理する江の川支川の整備に必要な予算を配分すること。

- (3) 防災集団移転促進事業については、地域の合意形成を経て策定された計画により事業が進むよう、十分な予算を確保し、必要な予算を配分すること。

- (4) 内水被害が多く発生していることから、県及び沿川市町と連携し、排水ポンプ車の効果的な運用を図るなど、被害を未然に防止するための内水対策への支援の取組を強化すること。

4 斐伊川・神戸川治水事業の推進

斐伊川・神戸川治水事業においては、上流、中流、下流の流域全体で治水を負担する斐伊川治水3点セットの総仕上げとして、下流の大橋川改修や中海・宍道湖湖岸堤整備等を推進し、早期完成を図ること。

- (1) 気象変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害に備え、斐伊川・神戸川治水事業を計画的に進めるため、予算を十分確保すること。
- (2) 沿川住民の安心安全を確保するため、大橋川の狭窄部拡幅や堤防整備、中海湖岸堤の整備を加速化すること。また、斐伊川河口部の計画的な河道掘削を確実に実施すること。

5 近年の気象変動により激甚化・頻発化する自然災害に備えた治水対策及び土砂災害対策の推進

令和2年7月豪雨、令和3年7月及び8月の大雨により県全体で甚大な被害を受け、その後も県東部市街地では、令和5年7月、令和6年7月とたて続けに家屋浸水被害が発生しており、近年の気象変動により激甚化・頻発化する自然災害から人命・財産を守り、安全で安心して生活できる地域づくりを実現するため、以下の事業を計画的に進められるよう、予算を十分確保すること。また、大規模自然災害に迅速かつ的確に対処するために、地方整備局の人員・装備を強化すること。

- (1) 大規模特定河川事業、事業間連携河川事業、事業間連携砂防等事業及びまちづくり連携砂防等事業について、計画的・集中的に事業を推進するため、必要な予算を配分すること。
- (2) ダム事業については、流域住民の安全・安心の早期確保に向けて、矢原川ダムの建設を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。
- (3) 砂防事業及び急傾斜事業について、対策施設の整備を推進するため、保全人家戸数やがけの高さ等の採択基準を緩和すること。

6 浜田港の機能強化

日本海側拠点港である浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、以下の事項について事業の推進を図ること。

- (1) 荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、「新北防波堤」の整備を推進すること。
- (2) 福井地区において、見込まれる船舶の大型化へ向けた港湾機能の強化を推進すること。
- (3) 臨港道路「福井・長浜線」の整備が着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

- (4) 令和7年4月に公表した浜田港港湾脱炭素化推進計画の実現に向け、継続して財政的支援及び技術的助言を行うこと。

7 県内3空港の安全で安定的な運航の確保

県内3空港の老朽化対策及び滑走路端安全区域の整備を着実に進められるよう、必要な予算を配分すること。

8 上下水道の広域化・強靱化に対する財政支援

上下水道の基盤強化に向け、より一層の財政支援の充実を図ること。

- (1) 重要なライフラインである上下水道の災害・事故に対する安全度を向上させるため、老朽化した上下水道施設の更新や耐震化を進めるための財政支援の充実・拡充を図ること。
- (2) 水道事業の多様な手法による広域化を推進するため、経営統合（事業統合及び経営の一体化）だけでなく、経営統合を伴わない広域化の取組（浄水場の共同利用、システムの共同利用等）についても、国庫補助の対象とすること。
- (3) 下水道事業の基盤強化のため、広域化・共同化、ウォーターPPPの推進に対する財政支援の充実を図ること。

9 国民スポーツ大会等の開催に向けた都市公園施設の整備の推進

令和12年度に本県で開催予定の「第84回国民スポーツ大会・第29回全国障害者スポーツ大会（島根かみあり国スポ・全スポ）」に向けて、施設の改修や更新を行う都市公園事業について、リハーサル大会開催前の令和10年度までの完成を目指して施設整備が本格化するため、必要な予算を配分すること。

II 地方交通への支援

1 羽田空港発着枠の地方航空路線への特別な配慮

人口減少が進む地方において、産業振興や定住促進などによる地域社会の維持、活性化を図るためには、羽田空港と地方空港を結ぶ航空路線の充実が必要であり、「羽田発着枠政策コンテスト」の制度を継続すること。

また、その評価においては、代替高速交通機関が未整備である地域に対して特別な配慮をすること。

2 地方航空路線の維持・拡充

地方の活性化を図るため、地域が取り組む地方航空路線の維持・拡充対策に対して、新たな支援制度を創設すること。

併せて、地方航空路線の休止・減便等は、地方経済に大きな影響を及ぼすことから、航空会社から国への届出前に、自治体と航空会社が十分に協議できるよう、事前協議制度を設けること。

また、羽田空港の混雑により、航空機の離発着が遅延するため、出雲縁結び空港の運用時間を超える運用が生じている。出雲縁結び空港における安定的な運航の維持を図るため、この原因を早期に究明し、必要な対応を講じること。

3 離島航路の維持

将来にわたって持続可能な離島航路の確保を図るため、航路の維持・改善に係る支援制度を拡充すること。

4 地域公共交通の確保

鉄道、バス・タクシー、離島航路など、地域住民の日常生活を支える地域公共交通を確保するための支援を拡充強化すること。

また、生活交通に係る国の支援制度は、バスを前提としたものであるため、タクシー利用助成など地域の実情に応じた多様な運行形態への転換に対応できるような仕組みに見直すこと。

さらに、県内のバス路線では、乗務員不足を理由とした路線の廃止や減便が相次いでいることから、国の補助制度について単価の政策的な引上げなど交通事業者による人材確保や処遇改善につながる見直しを行うとともに、公共交通の担い手確保に対する支援を継続・充実すること。

加えて、一畑電車について、新造車両の導入を計画しているが、車両製造費が高騰していることから、予算の配分について特段の配慮を行うこと。

5 高速鉄道網の整備促進

整備新幹線の今後の整備の進捗なども踏まえ、高速鉄道網の整備に向けて、法定調査を実施するなど具体的な取組を加速するとともに、並行在来線の取扱いを含めた地方負担の在り方を見直すこと。

6 JR地方路線の維持

鉄道事業者側の意向のみによって安易に地方路線の見直しがなされるべきではないことから、再構築協議会制度については、「廃止ありき」の協議とにならないよう、国が沿線地域と鉄道事業者との間に立って、中立的な立場で責任を持って関与するとともに、協議会の設置や運営にあたっては地域の実情に十分に配慮すること。

また、地域公共交通再構築事業など、JRの地方路線を維持するための支援について、拡充強化を図ること。

Ⅲ 地域の実情に応じた支援策の推進

「小さな拠点づくり」を中心とする中山間地域・離島対策については、買い物などの生活機能や生活交通の確保、産業の振興などに取り組み、地域社会を維持することが必要である。

国においては十分な予算を確保するとともに、持続的な地域運営が図られるよう、地域の実情を踏まえた支援策を講じること。

Ⅳ 離島・半島地域への支援

1 離島振興法に基づく支援制度の拡充

離島振興法に基づく施策を円滑に実施できるよう、支援制度の充実を図るとともに、離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備等のための十分な予算の確保を図ること。

特に、離島活性化交付金については、事業種別に応じた交付率の嵩上げや、対象事業の拡大など、制度を拡充強化すること。

2 半島防災対策の充実

半島地域の地理的特性を踏まえた防災対策を推進する必要があることから、道路・港湾・上下水道施設の整備に対する財政措置の強化など、支援の更なる充実についての特段の配慮を行うこと。

V 海上監視体制の充実強化

- 1 我が国の排他的経済水域内等における外国漁船による違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実・強化を図ること。
- 2 離島や長い海岸線を有する島根県において、県民が安心して暮らすことができるよう、以下のとおり海上監視体制の充実を図ること。
 - (1) 隠岐海上保安署において、国境離島という地理的状況を考慮し、体制の充実・強化を図ること。
 - (2) 浜田海上保安部において、巡視船の増強等の機能強化を図ること。

VI 災害に対する監視・観測体制の強化

- 1 火山災害から人命を守るため、監視・観測体制の強化を図ること。
- 2 津波災害において、迅速に被害状況を把握し、的確な救助活動を行えるよう、検潮所の増設を図ること。

VII 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進め、水質保全に資する対策を積極的に推進すること。
- 2 宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。
- 3 宍道湖において繁茂拡大し、船舶の航行障害や腐敗に伴う悪臭発生などにより生活環境に悪影響を及ぼす水草等について、迅速な刈取り・回収や予防的な対策を実施すること。

VIII 地方の国際観光の振興

国際観光については、令和5年3月に「観光立国推進基本計画」が閣議決定され、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードとして総合的かつ強力に推進することとされた。

持続可能な観光地域づくりに向け、観光地・観光産業の再生・高付加価値化を図るための宿泊施設・観光施設の改修や旅行商品の造成、観光DXの推進のための支援を行うこと。

また、国際観光旅客税については、DMOの機能強化への取組を含む地方の観光振興施策に自由度の高い財源として充当されるよう、税収の一定割合を交付金等により地方に配分すること。

Ⅸ 物流の２０２４年問題への対応と持続可能な物流の構築

２０２４年４月からのトラックドライバーの時間外労働の上限規制により、首都圏など大都市圏から遠距離にある、島根県をはじめとした地方にあっては、物流能力が著しく低下するとともに、荷主である中小企業等にとって、輸送コストの増加や輸送日数の長期化による生鮮品の鮮度劣化等により、競争力が低下し、地域経済への影響が懸念される。

また、持続可能な物流を構築するため、運送事業者と荷主企業等が連携した物流の効率化、カーボンニュートラルの推進やモーダルシフトの推進なども重要である。

については、地方の中小企業等が取り残されることがないように、鉄道輸送網や海上輸送網の強化も含め、地方における産業競争力の維持・向上に結びつく物流対策を実施すること。

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着物対策の推進

- 1 海岸漂着物処理推進法に定める海岸漂着物対策を推進するための必要な事業費の確保や地方負担の軽減など、国における財政措置の充実を図ること。
- 2 対岸諸国に由来する海岸漂着物について、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策の実施を強く要請すること。

II 隠岐ユネスコ世界ジオパークへの支援

隠岐ユネスコ世界ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、受入環境の整備を行うため、自然環境整備交付金の所要額を確保すること。

III 「国立公園満喫プロジェクト」に選定された大山隠岐国立公園への支援

国立公園満喫プロジェクトに選定された大山隠岐国立公園の取組に対して、引き続き支援を行うこと。

- (1) 地域が魅力ある受入環境整備を図れるように、自然環境整備交付金の所要額の確保を行うこと。
- (2) 国立公園を活用した観光誘客が一層進むよう、国において民間事業者等への支援の拡充や、国内外向け情報発信の強化などに取り組むこと。

IV 湖沼環境保全施策の推進

- 1 宍道湖、中海の水質汚濁メカニズムの解明を進めること。
- 2 宍道湖、中海における水草等の繁茂拡大やアオコの大発生について、原因究明及び発生抑制のために必要な調査等を行うこと。

V 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進

- 1 各地域において脱炭素社会が実現するよう、再生可能エネルギー導入促進や省エネルギー推進に向けた支援制度を拡充するとともに、必要な財政措置を講じること。
- 2 風力発電等に係る許認可等の手続きにおいて、地域住民の理解を得ないまま設置が進むことがないよう法整備を図るとともに、地元自治体の意見が適切に反映される仕組みを早期に構築すること。

VI 公共関与産業廃棄物最終処分場の整備

公共関与産業廃棄物最終処分場の整備に係る国の財政支援について、必要な財源を確保し、確実かつ継続的に行うこと。

VII 原子力発電所の安全対策の強化等【原子力規制委員会】

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させること。
- (2) 常に最新の知見を規制基準に反映し、厳格に審査・検査を行うなど、引き続き原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すること。
- (3) 島根原子力発電所の安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といった人的な対応についても、厳格に確認を行うこと。
- (4) 島根原子力発電所に係る審査・検査等の状況については、必要に応じて立地・周辺自治体等にわかりやすく説明を行うこと。
- (5) 島根原子力発電所2号機について、安全確保に関わる日常的な活動の監視も含め、原子力規制検査等を厳格に行うこと。
- (6) 島根原子力発電所3号機について、福島第一原子力発電所事故を踏まえて制定された新規制基準への適合性について責任を持って厳格な審査を行い、適切な指導を行うこと。
- (7) 島根原子力発電所1号機の廃止措置について、使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行うこと。

2 原子力防災対策

- (1) 避難計画については、訓練等を通じて継続的に確認や改善を進めることが必要であり、国として、必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 県が計画的に進めている、避難退域時検査、緊急時モニタリング、避難所等で必要となる資機材、安定ヨウ素剤及び円滑な避難を確保するための施設等の整備・維持・更新等について、国は必要な財政支援を行うこと。
- (3) 自治体の原子力安全・防災対策に従事する職員人件費など必要な経費について財政措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 地域住民に被害を及ぼす米軍機による飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民の平穏な生活を乱すような米軍機による飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握

- (1) 飛行訓練に伴う住民からの苦情が多い地域に騒音測定器を設置するなど、客観的なデータをもって飛行訓練の実態を明らかにすること。
- (2) 実態把握のため、関係自治体がやむを得ず騒音測定器等を設置する場合には、国は適切な財源措置を講じること。

3 住民負担の軽減等

- (1) 現在実施されている飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、調査によって得られた客観的なデータ、住民からの苦情や関係自治体からの要請などを米国側に具体的に伝え、訓練内容について改善を求めること。
- (2) 改善を求めた事項に対する米国側の対応などについて、政府の認識とともに、住民や関係自治体に対して説明すること。
- (3) 飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、住民の騒音被害による負担を軽減するため、学校等の防音対策に必要な財政措置など、訓練空域の実態に応じた具体的な措置を速やかに講じること。

4 飛行訓練に係る情報開示

住民の不安を軽減するため、訓練予定日や訓練内容について、住民や関係自治体に事前に情報を提供すること。

5 国と地方の協議

米軍機の飛行訓練による諸問題について、引き続き、国、県及び関係市町で協議する場を設けること。

6 陸地上空での空中給油の中止

空中給油について、過去に事故も発生しており、県民の安全・安心を脅かすことから、陸地の上空では行わないよう米軍関係当局に強く対応を求めること。

Ⅱ 自衛隊輸送機の安全運航及び基地周辺対策の充実・強化

- 1 美保基地における自衛隊航空機について、整備点検の徹底及び安全運航に万全を期すること。
また、住民の安全に関わる事案等が発生した場合には、速やかに情報提供を行うとともに、地元への丁寧な説明を行うこと。
- 2 飛行の運用にあたっては、騒音に係る対策や夜間飛行訓練を極力避けるなど、地域住民の生活に支障が生じないように配慮し、変更等が生じる場合は、速やかな情報提供と協議を行うこと。
- 3 低空での飛行経路に位置する地元自治体については、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強化すること。

Ⅲ 原子力発電所に対する武力攻撃等に備えた県内における自衛隊配備体制の充実

島根県は、日本海を隔てて北朝鮮と隣接し、我が国の領海や排他的経済水域の保全等において重要な役割を担う離島や長い海岸線を有する地理的状况にあり、さらに、原子力発電所が立地している。

こうした島根県の事情を考慮し、近隣諸国による海洋進出や北朝鮮の相次ぐミサイル発射、ロシアのウクライナ侵攻など日本の安全保障環境が厳しさを増していることから、万が一、原子力発電所に対するミサイル攻撃が行われるような事態になった場合などに、迅速に対応できるよう、自衛隊による迎撃態勢及び部隊の配備に万全を期すること。

また、県内において、出雲駐屯地の施設整備等の着実な推進をはじめ自衛隊の配備体制の充実を図ることや、日本海側の警戒態勢の強化に向けた自衛隊艦船の浜田港など県内への寄港回数を増加させること。

